

改正後

(指定の申請)

第九条 法第百六条第一項の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一〜三 [略]

四 次に掲げる事項を記載した書面

イ〜ホ [略]

ヘ 検定を実施する者のうち、その業務を統括し、かつ、当該業務に関する指導及び教育訓練についての権限及び責任を有する者（トにおいて「検定管理責任者」という。）の氏名

ト 次項の規定により業務の範囲を限つて検定を行う場合に

あつては、検定管理責任者が申請の日から起算して過去二

年以内に国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が実施する指定検定機関の検定に関する講習を修了した旨及び修了年月日

チ・リ [略]

五・六 [略]

2 [略]

別表第一（第二条、第十七条関係）

特定計量器

検査設備

定期検査又は計量証明検査を実施する者

改正前

(指定の申請)

第九条 法第百六条第一項の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一〜三 [略]

四 次に掲げる事項を記載した書面

イ〜ホ [略]

[新設]

[新設]

ヘ・ト [略]

五・六 [略]

2 [略]

別表第一（第二条、第十七条関係）

特定計量器

検査設備

定期検査又は計量証明検査を実施する者

